

理事会議事録

期 日 令和7年2月7日（金）

会 場 マリンパレスかごしま（4階 カトレア）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理事長

(枕崎市長)

前田祝成  印

理 事

(出水市長)

榎本伸一 

印

理 事

(薩摩川内市長)

田中良二 

印

理事会議事録

1. 開催日時

令和7年2月7日 午後1時30分～2時50分

2. 開催場所

マリnpレスかごしま（4階カトレア）

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：11人

○出席者：10人

前田	理事	(枕崎市長)	
永野	理事	(肝付町長)	※書面参加
椎木	理事	(出水市長)	
田中	理事	(薩摩川内市長)	
中重	理事	(霧島市長)	※書面参加
湯元	理事	(始良市長)	※書面参加
池上	理事	(湧水町長)	※書面参加
鎌田	理事	(瀬戸内町長)	※書面参加
高岡	理事	(徳之島町長)	
塩田	理事	(国保連合会常務理事)	

○欠席者：1人

大山 理事 (三島村長)

○議長：前田 理事 (枕崎市長)

○議事録署名者：前田 理事 (枕崎市長)

椎木 理事 (出水市長)

田中 理事 (薩摩川内市長)

4. 議事

【報告事項】

報告第1号 弾力条項（令和6年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

〃 第2号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

〃 第3号 弾力条項（令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について

【議決事項】

- 役議案 第 1 号 事務局組織規程の一部改正について
〃 第 2 号 処務規程の一部改正について
〃 第 3 号 財務規程の一部改正について
〃 第 4 号 育児休業等に関する規則の一部改正について
〃 第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
〃 第 6 号 常勤常務理事の報酬及び手当支給規程の一部改正について
〃 第 7 号 職員給与規程の一部改正について
〃 第 8 号 退職給付引当資産管理運用規程の一部改正について
〃 第 9 号 財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正について
〃 第 10 号 減価償却引当資産管理運用規程の一部改正について
〃 第 11 号 電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正について
〃 第 12 号 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正について
〃 第 13 号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について
〃 第 14 号 通常総会の開催について
- 議案 第 1 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 2 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4 回）について
〃 第 3 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 4 号 令和 6 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 5 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 6 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 7 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 8 号 財産の処分（令和 6 年度）について
〃 第 9 号 令和 7 年度事業計画（案）について
〃 第 10 号 一時借入金について
〃 第 11 号 令和 7 年度一般会計歳入歳出予算について
〃 第 12 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
〃 第 13 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
〃 第 14 号 令和 7 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について
〃 第 15 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
〃 第 16 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
〃 第 17 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について

議案 第18号 財産の処分（令和7年度）について

〃 第19号 役員の補欠選出について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

理事11人中10人が出席（書面による出席含む）しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

(2) 主催者挨拶

【前田理事長】

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、かねてから本会の事業運営につきまして、格別な御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国民健康保険の状況に目を向けますと、少子高齢化や被用者保険の適用拡大をはじめとする被保険者の減少、医療費の増嵩等国民健康保険は非常に厳しい状況があります。

そのような中、昨年11月には国保制度改善強化全国大会が開催され、全国の関係者が一堂に会し、本県からは椎木副理事長、池上理事、栄鹿児島県歯科医師国保組合副理事長と私が参加いたしました。

大会では国保財政基盤強化のための確実な公費投入等を求めること等12項目が全会一致で採択され、代表陳情では、私は自民党班の班長として自由民主党本部を訪ね、森山裕幹事長他、鈴木俊一総務会長、小野寺五典政務調査会長等、党役員に対して国民健康保険制度を取り巻く諸問題について説明し、解決へ理解を求めるとともに、大会決議に基づく国保制度改善強化に向けた要請を行いました。

森山幹事長からは「国保がふらつくと皆保険制度がふらつくのでしっかりやらないといけない。毎年の3,400億円の公費は責任をもって確保したい」と要望を受け止めていただきました。

一方、医療保険をめぐる大きな動きとして、医療DXを進める上での基盤として現行の健康保険証について、昨年12月1日をもって新規の被保険者証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、メリットを感じられる利用促進の取組が推進されております。マイナ保険証に関してはいろいろな課題等もあり皆様方も御苦労されていることと存じます。

さて、昨年11月には与論町で線状降水帯発生に伴う大雨の被害がありました。

今般、自然災害により災害救助法が適用され、被保険者の被災や医療機関の被

災によりカルテが閲覧できない場合、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連合会が保有する既往歴の提供を行うこととなりました。

本会といたしましてもこのような事態に備えて事務手順を把握し、いつでも対応できるよう進めて参ります。

結びになりますが、本日の理事会は、専決処分させていただいた件についての報告、規程等の改正、令和6年度予算補正案、令和7年度の事業計画案並びに予算案等について提案させていただくこととしております。

それでは、御協議の程よろしく申し上げます。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

塩田常務理事から次の項目について説明

- I 国保トップセミナーの開催について
- II 国保制度改善強化全国大会について
- III 審査支払システム共同開発・共同利用について
- IV 令和6年度税制改正に伴う対応について
- V データエントリーシステムの更改について
- VI 予防接種等事務への対応について
- VII 組織の見直しと環境整備（事務所移転）について
- VIII 本会の負担金・手数料の見直し（令和7年度協議）について

(4) 議長選出

規約第32条の規定により前田理事長が議長に選出された。

(5) 議事録署名者指名

規約第35条の規定により、椎木出水市長及び田中薩摩川内市長が、議事録署名者に選任された。

(6) 議案及びその審議状況

【議長（前田理事長）】

御指名がありましたので議長をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び、2月26日に予定しております通常総会に提案いたします報告事項、令和7年度予算案などがございます。

なお、本日提案いたします議案等については、去る1月30日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議しておりますことを申し添えます。

本日は、主に理事会議案の冊子と、A3判の「総括表」に基づき説明し、審議いただく方法で進めてまいります。

なお、可決の要件を確認できるよう、採決は挙手にて行いますのでよろしくお願ひします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、出水市の椎木市長さん、薩摩川内市の田中市長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた令和6年度の弾力条項の適用等についてですので、報告第1号から第3号の3件は、一括して審議することとしたいと思います。差しつかえありませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、報告第1号から報告第3号までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

報告第1号～3号（一括審議）

(報告第1号 弾力条項（令和6年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について)

(報告第2号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について)

(報告第3号 弾力条項（令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について)

事務局：

報告事項第1号から第3号の弾力条項の適用、専決処分につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。

右上に、6分の1ページと記載のある各会計報告事項（弾力条項・専決処分）総括表でございます。

まず、弾力条項についてですが、表の上部タイトル下のこめ印をご覧ください。

連合会規約第47条の2の規定に基づくもので、「特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足を生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができる」と定めており、医療費などの増加により、医療機関等への支払いに不足が生じた際、当該増加する収入に相当する金額を当該経費にあて支払

う、通過勘定に定めているもので、専決処分の処理を行っているものでございます。

報告第1号及び第3号に適用させていただきましたので、専決処分と併せて報告するものでございます。

報告第1号は、「令和6年度診療報酬審査支払特別会計（2回）抗体検査等費用に関する支払勘定」で、補正額1,900万円の増額でございます。

主旨でございますが、抗体検査等費用に関する支払勘定において、風しん抗体検査等費用支出金が増加したことにより、医療機関等への支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入で市町村から受け入れ、歳出で同額を保険医療機関へ支払うものでございます。

続きまして、報告第2号は、「令和6年度診療報酬審査支払特別会計3回業務勘定」で、補正額68万3千円の増額でございます。

主旨でございますが、子ども医療費助成制度における助成対象者が、令和7年4月から住民税課税世帯の未就学児までに拡大されることに伴い、併用レセプト方式による現物給付となることから、地方単独公費負担医療の審査支払が円滑に実施できるようシステム改修を行うため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入で県及び市町村から負担金として受け入れ、歳出で同額をシステム改修費用等として支出するものでございます。

報告第3号は、「令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計」で、補正額1,941万9千円の増額でございます。

主旨でございますが、損害保険会社等からの損害賠償受入金が増加したことにより、保険者への損害賠償支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入で損害賠償金を損害保険会社等から受け入れ、歳出で同額を保険者へ支払うものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも報告どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第1号から第3号は、報告どおり承認することといた

します。

次は議決事項でございます。

役議案第1号から第13号の13件は、規程等の改正のため、一括審議として差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、役議案第1号から第13号を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

[議決事項]

役議案第1号～13号 (一括審議)

(役議案第1号 事務局組織規程一部改正について)

事務局：

役議案につきましては、A4判横、理事会議案で説明させていただきます。

理事会議案の25ページをお開きください。

役議案第1号は、「事務局組織規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、本会の組織体制の見直しに伴い組織の名称及び事務分掌等に変更が生じることから、所要の改正をしようとするものでございます。

30ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。右が改正前で左が改正後でございます。

第2条で、総務課と会計課を統合し、審査第一課と審査第二課を統合すること、保険者支援課を分割すること及び第3条で、事務分掌の見直しをすることから、アンダーライン部分を改めるものでございます。

33ページをお開きください。

附則、この規程は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

(役議案第2号 処務規程の一部改正について)

事務局：

35ページをお開きください。

役議案第2号は、「処務規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、本会の組織体制の見直しに伴い、保存文書の編集項目に変更が生じることから、所要の改正をしようとするものでございます。

42ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

役議案第1号の、事務局組織規程の改正に伴い、それぞれ保存・編集していた項目などについて、アンダーライン部分を改めるものでございます。

46 ページをお開きください。

附則、この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

(役議案第 3 号 財務規程の一部改正について)

事務局：

47 ページをご覧ください。

役議案第 3 号は、「財務規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、会計課を総務課に統合する組織体制の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

50 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第 2 条中「会計課長」を「総務課長」に、第 3 条中「会計課」を「会計係」に改めるものでございます。

附則、この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

(役議案第 4 号 育児休業等に関する規則の一部改正について)

事務局：

51 ページをご覧ください。

役議案第 4 号は、「育児休業等に関する規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和 6 年 5 月 31 日公布の育児・介護休業法の改正に対応すること、及び、文言の見直し等を行うことから、所要の改正をしようとするものでございます。

57 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第 2 条で、育児休業申出の表現及び「特別な事情」について不足している事項を明記するほか、59 ページをお開きください。

中ほど、第 2 条の 2 を新設し、育児休業をすることが出来ない職員について、第 3 条育児休業期間の延長について、60 ページをお開きください。

第 5 条育児休業申出撤回の表現等について、61 ページの第 8 条までアンダーライン部分を改め、第 9 条及び第 10 条については、育児に関する時間外労働について定めていることから、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に移行するため削除し、62 ページをお開きください。

妊娠又は出産等の申出及び勤務環境の整備に関する措置として、第 15 条、第 16 条を新設するものでございます。

63 ページをご覧ください。

附則、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

(役議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について)

事務局：

65 ページをお開きください。

役議案第 5 号は、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和 7 年 4 月 1 日施行の育児・介護休業法の改正に伴い、育児のための時間外労働等の見直しを行うことから、所要の改正をしようとするものでございます。

69 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

役議案第 4 号で説明させていただきましたが、「育児休業等に関する規則」に規定していた内容を、第 7 条の 4 及び第 7 条の 5 として新設するなど、アンダーライン部分を改めるものでございます。

71 ページをお開きください。

附則、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

(役議案第 6 号 常勤常務理事の報酬及び手当支給規程の一部改正について)

事務局：

73 ページをお開きください。

役議案第 6 号は、「常勤常務理事の報酬及び手当支給規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、県及び国の特別職に準じて期末手当を改正するため、所要の改正をしようとするものでございます。

76 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第 1 条関係及び第 2 条関係について、それぞれアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和 7 年 2 月 7 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

(役議案第 7 号 職員給与規程の一部改正について)

事務局：

77 ページをご覧ください。

役議案第 7 号は、「職員給与規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、国及び県に準じて給料表、扶養手当、期末手当及び勤勉手当を改正するため、所要の改正をしようとするものでございます。

100 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

国及び県に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給割合、扶養手当などそれぞれアンダーライン部分を改めるものでございます。

105 ページをお開きください。

附則、この規程は、令和7年2月7日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

(役議案第8号 退職給付引当資産管理運用規程の一部改正について)

事務局：

107 ページをお開きください。

役議案第8号は、「退職給付引当資産管理運用規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和6年度税制改正に伴い、積立資産の運用方法を明文化するため、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、この提案理由につきましては、役議案第12号まで同じ提案理由でございますので、第9号以降につきましては省略させていただきます。

110 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

税制改正により、保有可能な積立上限額は撤廃され、各県国保連合会ごとに必要額の積立が可能となったこと等から、第3条中アンダーライン部分を改め、同条に第2号を加えるものでございます。

附則、この規程は、令和7年2月7日から施行するものでございます。

(役議案第9号 財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正について)

事務局：

111 ページをご覧ください。

役議案第9号は、「財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正について」でございます。

114 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

洗い替え方式による会計処理を行うこと及び同処理に係る処分を明文化するため、第6条及び第9条中のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和7年2月7日から施行するものでございます。

(役議案第10号 減価償却引当資産管理運用規程の一部改正について)

事務局：

115 ページをご覧ください。

役議案第10号は、「減価償却引当資産管理運用規程の一部改正について」でございます。

118 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

厚生労働省通知により示された電算処理システムに係る減価償却引当資産の特例に基づき、電算処理システムの更改年度に合わせて円滑に更改できるよう積立を行うため、第5条の2を新設するものでございます。

附則、この規程は、令和7年2月7日から施行するものでございます。

(役議案第11号 電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正について)

事務局：

119 ページをご覧ください。

役議案第11号は、「電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正について」でございます。

122 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

税制改正により、保有可能な積立上限額は撤廃され、各県国保連合会ごとに必要額の積立が可能となったこと等から、第6条のアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和7年2月7日から施行するものでございます。

(役議案第12号 ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正について)

事務局：

123 ページをご覧ください。

役議案第12号は、「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正について」でございます。

126 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

税制改正により、保有可能な積立上限額は撤廃され、各県国保連合会ごとに必要額の積立が可能となったこと等から第5条など、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

127 ページをご覧ください。

附則、この規程は、令和7年2月7日から施行するものでございます。

(役議案第13号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について)

事務局：

129 ページをお開きください。

役議案第13号は、「保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、被保険者証の新規作成廃止に伴う資格確認書の作成等に伴い所要の改正をしようとするものでございます。

132 ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証の一体化が開始されたことに伴い、第8条第2項第1号の「被保険者証国民健康保険」を「資格確認書」に改め、退職者医療制度の終了に伴う一部帳票の作成の見直しに伴い、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

133 ページをご覧ください。

附則、この規則は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第1号から第13号は、原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第14号を議題とします。事務局の説明をお願いします。

役議案第14号

（役議案第14号 通常総会の開催について）

事務局：

135 ページをお開きください。

役議案第14号は、「通常総会の開催について」でございます。

日時は、令和7年2月26日水曜日午後1時30分から、会場は、マリンパレスかごしまマリンホールでございます。

報告事項は、3件で、議決事項は136ページまでの19件で令和6年度予算補正、令和7年度事業計画（案）及び予算に伴うものなどお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 14 号は原案どおり決定することといたします。

ここから、総会の議決事項として理事会から提出する議案について御審議願います。

議案第 1 号から第 8 号までは、令和 6 年度「予算補正」及び「財産の処分」となりますので、一括審議として差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、議案第 1 号から、議案第 8 号までの 8 件を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

[議決事項]

議案第 1 号～ 8 号 (一括審議)

(議案第 1 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

(議案第 2 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正 (4 回) について)

(議案第 3 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

(議案第 4 号 令和 6 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

(議案第 5 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

(議案第 6 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

(議案第 7 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

(議案第 8 号 財産の処分 (令和 6 年度) について)

事務局：

令和 6 年度予算補正につきましては、A 3 判横の資料右上に 6 分の 2 ページと記載があります、令和 6 年度各会計歳入歳出予算補正総括表で御説明させていただきます。

御準備をお願いいたします。

議案第 1 号は、一般会計で、予算補正額 347 万 8 千円の増額は、人事院勧告に基づく人件費や物価高騰対策 支援事業に係る給付金等によるもの。

議案第2号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、予算補正額2,234万7千円の増額は、医療給付費等の返還に係る保険者間調整の調整額の増加等によるもの。

議案第3号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額0円は、旧国保総合システム機器等の早期廃棄等による減額や人事院勧告に基づく人件費等の増加等によるもの。

議案第4号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計で、予算補正額1億1,600万円の増額は、損害賠償受入金の増加によるもの。

議案第5号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、予算補正額1,424万3千円の減額は、特定健診受診率向上 共同事業の委託保険者の減少によるもの。

6分の3ページをお開きください。

議案第6号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額50万円の減額は、ケアプランデータ連携システムライセンス料の実績減少等によるもの。

同会計公費負担医療に関する報酬等支払勘定で、予算補正額9,680万円の増額は、給付費の増加によるもの。

議案第7号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計で、業務勘定の予算補正額138万8千円の増額は、インターネット請求に必要な電子証明書発行の増加に伴う手数料の増額等に伴うもの。

同会計支払勘定の予算補正額24億1,880万円は給付費の増加によるものなどで、それぞれの会計で補正しようとするものでございます。

歳入・歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

続きまして、議案第8号でございますが、A4横理事会議案の181ページをお開きください。

議案第8号は、財産の処分(令和6年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、一般会計積立資産から一般会計減価償却引当資産について、それぞれの処分額を、備考欄にお示しの理由により取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第1号から議案第8号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第1号から第8号は、原案どおり決定することといたします。

次は、令和7年度予算関係になります。

議案第9号「令和7年度事業計画（案）について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第9号 令和7年度事業計画（案）について）

事務局：

183ページをお開きください。議案第9号は、「令和7年度、事業計画(案)について」でございます。

185ページをお開きください。

基本方針は読み上げてまいります。

我が国の社会保障制度の根幹を成す国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険等の事業運営は、少子高齢化の伸展に伴う生産年齢人口の減少や物価の高騰などにより、厳しさを増している状況である。

国においては、持続可能な社会保障制度の構築を目指した全世代型社会保障改革が進められており、給付と負担の見直しや、デジタル技術の進展に対応したサービスを提供する体制の整備等の取組が行われている。

このような状況の中、国保保険者においては、国保制度改革の深化に向けた取組が求められ、医療DXを進める上での基盤となる健康保険証について新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて、マイナ保険証の利用促進や利用にかかる被保険者の不安解消への取組が行われている。

一方、国保連合会・国保中央会においては、国保総合システムをはじめとする様々なシステムについて、国の方針に基づくクラウド化を推進し、システムの品質を担保したうえで運用コスト低減のための取組を進めている。

本会はその成り立ちが保険者によって設立された団体であること、また、その共同体としての役割と責任があることを意識し、保険者とともに状況の変化に的確に対応するため、課題を共有しながらこれまで蓄積された専門的知見やノウハウ、スキーム等を活用し、保険者の財政や事務負担の軽減に資するよう引き続き国や県の方針に基づき積極的に保険者支援に取り組む必要がある。更に効率的・効果的な事務事業やコスト削減を行うとともに、計画的で安定的な財政運営に努めるために以下の方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

次からは、かいつまんで説明してまいります。186ページをお開きください。

一つ目の○第4期中期経営計画については、前年度の取組を評価のうえPDCAサイクルを基に運用し、組織ビジョン及び職員ビジョンを常に意識しながら、専門家集団として保険者業務及び審査支払業務に精通した人材の育成に取り組む。また、あらゆる情勢の変化に柔軟な対応ができるよう、組織の横断的

な取組を確立します。

第2重点事項の【審査支払関係】につきましては、①診療報酬、介護給付費及び障害介護給付費等の適正かつ速やかな審査支払業務に努めます。

③診療報酬審査委員会委員が医学的審査に専念できるよう、審査事務共助を行う職員の体制強化を図ります。

⑤令和7年5月からクラウド上で新たに稼働する、介護保険及び障害者総合支援に関するシステムについては、データ移行をスムーズに実施するとともに、保険者等の業務に支障をきたすことがないように、安定稼働に向けたシステム運用を行います。

187 ページをご覧ください。

【保険者支援関係】につきましては、①保険者が作成した第3期データヘルス計画の実施事業を包括的に支援するため、本会の保有する健診・医療・介護に係る各種データを活用し、県の共通指標に基づくデータ分析を行います。

②市町村が行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を支援するため、医療・介護データの活用、「保健事業支援・評価委員会」による評価及び各種研修会の充実を図ります。

⑤市町村国保の保険料水準の統一に向けて、保険料（税）適正算定マニュアルを活用した「国民健康保険税賦課算定支援事業」を新たに開始することにより、税率改定時の資料作成など、保険者事務の負担軽減に寄与します。

⑦令和8年月上旬にクラウド上に更改を予定している、特定健診等データ管理システムについては、移行テスト、システムの運用試験など、滞りなく実施できるよう関係機関と連携して取り組みます。

188 ページをお開きください。

【国保診療施設協議会】についてでございます。

第67回全国国保地域医療学会は、令和9年に本県開催を予定しているため、7年度から全国国保診療施設協議会との連携を図り、各種委員会の設置など、運営に係る準備を行います。

【保険者協議会】につきましては、①県内医療保険者の医療費・特定健診データ分析により、二次保健医療圏単位の地域的傾向を可視化し、各保険者と健康課題を共有することにより、更なる保健事業の推進に繋がります。

③特定健診及び長寿健診の受診促進を目的とした広報事業を引き続き実施し、健診の受診促進を図ります。

第3実施事業の1会務の運営においては、(2)個人情報保護・情報セキュリティ対策として、医療データ等の情報資産を安全かつ適正に管理するため、情報セキュリティ対策を徹底するとともに、ISMSの適切な運用に取り組みます。

189 ページをご覧ください。

2一般事業(1)業務推進に関する事項につきましては、アからウまで、職員の能力向上研修等によりデジタル化を推進し、業務の高度化・効率化に対応できる人材を育成してまいります。

(2) 育成指導に関する事項につきましては、国保・保健担当職員の業務推進に資するため、アの国保税（料）収納担当課長及び担当者研修会から、カ国保運営協議会会長及び国保主管課長合同研修会の開催までを実施してまいります。

ページをおめくりいただきまして、190 ページ、(3) 広報活動に関する事項につきましては、国民健康保険事業・介護保険事業等に係る情報を保険者等に広報し、アからエの事業の推進を図ります。特にエ「健康増進」に関する作品募集につきましては、広報委員会での協議に基づき、作文の応募が減少していることから、作文の部を廃止することといたします。

(4) 事業振興に関する事項につきましては、医療保険制度・介護保険制度等に係る財政の安定化のために、関係団体と連携を図ることとし、ア市町村長等による国保制度改善強化全国大会の参加及び国・地元選出国會議員へ要請活動では、医療保険・介護保険制度の充実強化及び予算の確保などを要望してまいります。

3 診療報酬審査支払事業につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る療養の給付等について、診療報酬明細書の点検、公平・公正な審査及び請求支払を行います。また、審査にあつては、審査結果の不合理な差異の解消に向けた取組、国保総合システムの機能活用、高点数レセプトの重点審査及び保険者再審査結果の一次審査へのフィードバックを実施し、一次審査の充実を図ります。

次に 193 ページをお開きください。

4 介護保険事業につきましては、(1) 介護給付費等の審査支払業務の推進から 194 ページの(6) ケアプランデータ連携システムの普及促進を行ってまいります。

5 障害者総合支援事業につきましては、(1) 障害介護給付費の審査支払業務等の運用から、(3) 障害福祉サービスデータベース連携システムの運用を行ってまいります。

195 ページの6 保険者事務共同事業による保険者支援につきましては、(1) 保険者事務電算共同処理事業に関する事項として、保険者及び後期高齢者医療広域連合に共通する事務を、共同で一元的に処理し、経費の節減と事務処理の効率化を図るとともに、レセプトデータを蓄積し、医療費適正化及び保健事業に活用し保険者支援に繋げるため、ここにお示しの様々な取組を進めてまいります。

196 ページをお開きください。

(2) 第三者行為求償事務共同事業に関する事項につきましては、交通事故、食中毒等の求償について、保険者事務の支援に努めるため、アからエの取組みを行います。

197 ページをご覧ください。

7 保険者における保健事業等のための支援につきましては、生活習慣病の発症及び重症化予防や介護予防の推進など、保険者等の健康づくりを支援するた

め（１）医療費適正化に資するための支援においては、アここにお示しの各種システムの操作に関する研修会や、エのデータヘルス推進研修会の開催では、医療費等データの評価・分析に必要な基礎知識・能力の修得により、保険者自らがデータヘルス計画に係る分析やPDCAサイクルに沿った保健事業を展開できるよう、保健事業担当者を対象に支援を行います。

ページをおめくりいただきまして、199 ページをご覧ください。

９適正な予算編成及び執行につきましては、２行目の中ほどから、財政運営を明確化した上で、メリハリのあるコスト配分に努めること、更に、公認会計士による監査や、内部監査を実施するとともに、ITコンサルタントの助言を得てシステム構築、設計の検証を行うなど、適正な執行に努めます。

次に 200 ページをご覧ください。

令和 7 年度の予算額一覧でございます。

令和 6 年度の当初予算との比較をお示ししております。

表の一番下、令和 7 年度予算額の合計は、7,152 億 6,861 万 9 千円で、当初予算の対前年度比は 100.06%でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第 9 号の説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 9 号は、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 10 号から第 18 号の 9 件は、令和 7 年度予算関係で関連がありますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第 10 号から第 18 号までの 9 件を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

議案第 10 号～18 号（一括審議）

（議案第 10 号 一時借入金について）

（議案第 11 号 令和 7 年度一般会計歳入歳出予算について）

（議案第 12 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について）

- (議案第 13 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 14 号 令和 7 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 15 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 16 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 17 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 18 号 財産の処分 (令和 7 年度) について)

事務局：

201 ページをお開きください。

議案第 10 号は、一時借入金についてでございます。

令和 7 年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

主な借り入れは、診療報酬等の融資資金で、借入限度額は、昨年度と同額の 20 億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は、短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は、一括償還で令和 7 年度の一般会計及び特別会計の歳入を充てるものでございます。

次に、令和 7 年度歳入歳出予算につきましては、A 3 判横の総括表で説明させていただきます。

A 3 判横の右上に 6 分の 4 ページと記載のある令和 7 年度各会計歳入歳出予算総括表 (一般会計・業務勘定) でございます。

議案第 11 号から議案第 17 号まで、令和 7 年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

議案第 11 号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和 7 年度の予算額は、14 億 6,501 万 3 千円でございます。

議案第 12 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は、12 億 785 万 8 千円でございます。

議案第 13 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は、8 億 4,790 万 9 千円でございます。

議案第 15 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

予算額は、1 億 9,289 万 7 千円でございます。

6分の5ページをお開きください。

議案第16号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

予算額は、3億771万7千円でございます。

議案第17号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

予算額は、1億497万2千円でございます。

収入の主な増減理由欄には、主な収入財源及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄には、主な支出項目及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

1枚おめくりいただきまして、6分の6ページでございます。

次の予算総括表は、支払勘定でございます。

議案第12号から第17号まで、各特別会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または、公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を、保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、中ほどの議案第14号第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を保険者等に交付するものでございます。

令和7年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましては、お示しのとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、A4判縦の資料、中ほどに円グラフが入っている資料でございます。

令和7年度予算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

令和7年度予算の中から、診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の予算額になります。

予算総額から一般会計や各業務勘定の中で、診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費として24億5,592万4千円程でございます。

内訳は、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

この約24億円の内訳の割合を円グラフでお示ししております歳入では、保険者からの負担金・手数料を合わせると約80%を占めております。

歳出では、人件費が31%、システム関連費が13.1%、国保中央会に支払う負担金が15.7%、残り約40%が事業に係る経費や減価償却や積立資産などの支出等でございます。

また、お手元にA4判縦の右上に参考資料とあります「財務諸表」をお配

りしてございます。

本日は、説明については行いませんが、令和7年度収支予算書についてお示ししているものでございます。

各会計単式簿記での予算について説明をしまいましたが、厚生労働省の通知により、参考資料として複式簿記での収支予算書をお配りしております。

続きまして、A4判横理事会議案にお戻りいただきまして、321ページをお開きください。

議案第18号は、財産の処分(令和7年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、一般会計積立資産から次の322ページ障害者総合支援法ICT積立資産まで、お示しの処分額を備考欄に記載の理由で、それぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第10号から第18号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

【議長（前田理事長）】

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第10号から議案第18号は、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第19号を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第19号 役員の補欠選出について)

事務局：

323ページをお開きください。

議案第19号は役員の補欠選出についてでございます。

鹿児島県国民健康保険団体連合会理事が欠員となっているため、連合会規約第25条第2項の規定により選任を求めるものでございます。

選任する人員につきましては、理事お一人でございます。

理事の選任でございますが、国保組合から推薦をいただいております。

役職名・氏名につきましては、鹿児島県医師国民健康保険組合理事長牧角寛郎様でございます。

任期は、令和7年第1回通常総会終結後から、令和7年第2回通常総会終結のときまででございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

【議長（前田理事長）】

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第19号は、原案どおり決定することといたします。

(7) その他

【議長（前田理事長）】

本日審議予定の附議事項は以上となりますが、全体を通して何か御質疑等ございませんか。

その他、附議事項以外でも何かありましたら、挙手にてお知らせください。

（ な し ）

特に無いようですので、これで議事進行は終了させていただきたいと思えます。御協力ありがとうございました。

(8) 閉会の挨拶

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項3件、役議案14件、議案19件全て御承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、皆様方保険者の厳しい財政状況をしっかりと認識の上、今後も事業を進めて行くこと、それから、国保をはじめとする社会保障制度を取り巻く情勢を的確に捉え、保険者の共同体として、負託に応えてまいる所存でございます。

今後とも、御指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせて

いただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後2時50分